

藤枝総合運動公園の指定管理者の指定について

藤枝総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 藤枝総合運動公園
- 2 指定管理者 藤枝市原100番地
藤枝市サッカー協会グループ
代表者 藤枝市サッカー協会 会長 大塚 博巳
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで